




 虐待かもしれないと気付いたら？

 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、市町村に通報する義務があります。
(高齢者虐待防止法第7条1項)
生命又は身体に危険がない場合も、努力義務は生じます。(同法第7条2項)

 通報したことが本人や家族に知られませんか？

 行政や地域包括支援センターには守秘義務があり、通報者の情報は絶対に漏らしません。
(同法第8条)

 虐待通報すると個人情報保護法に違反しますか？

 守秘義務違反にはなりません。通報義務は守秘義務に優先します。(同法第7条3項)

— 主な相談窓口 — 令和5年 4月現在

包括名	担当地域	連絡先 (0279)
中央地域包括支援センター (渋川市役所内)	渋川(大崎、下郷、東町、新町、下ノ町、南町、長塚町、寄居町、坂下町、辰巳町)石原(熊野町)	22-2179
西部地域包括支援センター (北毛介護支援センター内)	渋川(並木町、中ノ町、上ノ町、川原町、裏宿、元町、御蔭、入沢、上郷、藤ノ木、明保野)金島(軽浜)	26-7567
金島・伊香保地域包括支援センター (特別養護老人ホーム かない苑内)	金島(軽浜を除く)、伊香保	24-8366
古巻地域包括支援センター (特別養護老人ホーム 永光荘内)	古巻	24-1300
豊秋地域包括支援センター (介護老人保健施設 銀玲内)	豊秋(熊野町を除く)	22-2231
小野上・子持地域包括支援センター (特別養護老人ホーム 春日園内)	小野上、子持	25-8025
赤城地域包括支援センター (介護老人保健施設 赤城苑内)	赤城	26-2218
北橘地域包括支援センター (第二デイサービス 虹の家内)	北橘	25-7720

みんなで防ごう！ 高齢者虐待



直接高齢者や家族と接している専門職には**虐待の早期発見**の役割が期待されます。
高齢者や介護者へ声掛けや見守りをする事で「**虐待予防**」に繋がることもあります。

発行：渋川市地域包括支援センター

<養護者による高齢者虐待対応向け>

高齢者虐待とは？

「人としての尊厳を傷つける行為」です。

65歳以上の高齢者に対する、養護者（高齢者を世話する家族・親族・同居人）または施設職員などによる高齢者虐待には、さまざまな行為があり、以下の5種類に分類されています。

身体的虐待

暴力的行為などで、身体に傷やあざ・痛みを与える行為や、外部との接触を意図的・継続的に遮断する行為。

心理的虐待

脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせによって精神的・情緒的に苦痛を与える事。

複数の虐待が同時に行われている場合があります。

高齢者虐待には、**5つの種類**があります。

虐待している本人が、自覚がないままに虐待していることがあります。

性的虐待

本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要。

介護・世話の放棄・放任

介護や生活の世話をしている者が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。

経済的虐待

本人の合意なしに財産や金銭を使用したり、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

高齢者虐待の要因とは？

高齢者の条件 + 養護者の条件 + 密室性

高齢者側の条件（虐待を受けやすい）と養護者側の条件（虐待をしやすい）に、密室性が加わると虐待の発生リスクが高くなると言われています。

背景や要因に注目し、防止の観点から必要な支援を行う事が求められます。

高齢者の条件

- 認知症の発症・悪化
- 要介護状態・ADLの低下
- 過去からの人間関係の悪さ
- 性格の偏り など

養護者の条件

- 性格の偏り・衝動性
- 介護知識や認知症への理解不足
- 介護負担による心身のストレス
- 相談者がいない・孤立 など

密室性

- 近隣・社会からの孤立
- 人目につかない住環境
- 家族関係・親族関係の悪さ
- 無関心・孤立 など

高齢者の虐待発見チェックリスト

身体的虐待のサイン

- 上腕部の内側・背中・顔・頭などに「アザ」「切り傷」「やけど」がある
- 急に怯える・恐ろしがる

心理的虐待のサイン

- 人目を避ける
- 泣く、叫ぶ
- 顔色をうかがう
- 元気がない
- 怯える
- 体を萎縮させる

経済的虐待のサイン

- お金がないと訴える
- 経済的に困っていないのにサービスを受けたがらない
- 預貯金が知らない内に引き出されたと訴える

性的虐待のサイン

- 生殖器の痛み・かゆみを訴える
- 肛門や性器から出血が見られる

おかしい？
虐待！？

養護者の態度のサイン

- 冷淡な態度や無関心
- 周りの助言を拒否
- 高齢者に会わせない
- 医療や介護サービス等を使わせない

虐待のサインに
当てはまったら
すぐに！

介護・世話の放棄・放任のサイン

- 衣類や皮膚が汚れている
- 異臭がする
- 床ずれがひどい
- 雨戸が閉まりっぱなし
- 激やせしている・空腹を訴える
- 光熱費等支払いの滞納がある
- 遠慮やあきらめの態度

地域包括支援センターへ
まず相談&通報を！！

高齢者虐待対応の視点

○高齢者虐待対応の目的は、高齢者の権利利益の擁護です。虐待が起きている要因を理解し、高齢者が安心して生活できる環境を整えることが大切であり、高齢者虐待かどうかを判断する事が目的ではありません。

○患者探しをするのではなく、問題解決に向けて家族への支援をすることが大切です。
「単なる親子喧嘩かもしれない」と高齢者虐待として対応することに戸惑う場合があるかもしれません。しかし、問題が小さいうちに対応することで高齢者、介護者の問題を早期に解決できます。

○「虐待をしている」または「虐待されている」という自覚は問いません。